

第 1 回 京都市自転車政策審議会

令和 5 年度

令和 6 年 2 月 9 日（金）





- 1 私道の撤去強化区域指定について**
- 2 自転車を取り巻く状況について**
- 3 京都市自転車総合計画2025の進捗状況について**
- 4 今後の審議会の体制について**

1

私道の撤去強化区域指定について

1-1 私道の撤去強化区域指定について

京都市自転車等放置防止条例第3条第3項の規定に基づき、左京区百万遍交差点付近（左京区田中門前町の一部）にある私道について、令和5年6月27日付けで自転車等撤去強化区域に指定



商業ビル付置義務駐輪場

※北側から望む



1-2 自転車等撤去強化区域指定までの経過

- 平成29年4月 商業ビル竣工(付置義務駐輪場設置)
竣工後、徐々に自転車が集まり出し、付置義務駐輪場と隣接する私道に、商業ビルに関係のない自転車が大量に放置され、私道の通行に支障をきたす状況となる。
平成30年度から商業ビルに対し指導を開始。
(以降、商業ビルにおいて、貼り紙警告、バリケード設置、現地での声掛け等の対応を実施)
- 平成30年11月 まちかど駐輪場供用開始
- 令和元年8月 マンション建設工事
私道を挟んで商業ビルの向かい側でマンション建設工事開始。工事規制により、私道への放置自転車が解消。
- 令和2年2月 マンション竣工
工事は終了したものの、コロナ禍の外出自粛も相まって、自転車は付置義務駐輪場内に収まる程度を維持。
- 令和3年以降 コロナの外出自粛の縮小とともに、私道への放置が徐々に悪化。
- 令和4年4月 地元町内会が改善要望のため来所。
以降、商業ビルに対し改めて指導を開始。
- 令和5年5月 ワーキンググループの設置
左京区役所、左京土木みどり事務所、下鴨警察署など関係機関によるワーキング会議を立ち上げ。啓発活動には、京都大学も参加。
- 令和5年6月 撤去強化区域に指定、撤去開始

＜撤去強化区域指定前の放置状況＞



1-3 私道を撤去強化区域に指定する場合の要件

京都市自転車等放置防止条例第3条第3項（※1）の規定に基づく私道の撤去強化区域指定要件

所有者における放置解消に向けた対策等を行っていただいたうえで、それでもなお、放置状態が解消されない公共性のある私道について、以下に当てはまる場合に撤去強化区域に指定。

（※1） 条例第3条第3項「市長は、自転車等が放置されることにより、機能に著しい障害が生じ、又は良好な都市環境が著しく損なわれるおそれがある公共の場所以外の場所（不特定かつ多数の者が利用する道路、公園その他の場所に限る。）を撤去強化区域として指定することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該場所の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。）の同意を得なければならない。」

（1）私道の公共性の確認

- ▶ 本市の固定資産税における道路部分の非課税要件※2に該当し、かつ建築基準法上の道路であること。

（※2）

- ア 土地の全体又は一部が道路構造物等（側溝等）により明確となっている幅員1.5メートル以上である。
- イ 道路利用に関し何の制約も設けず、現に一般交通の用に供している。
- ウ 道路の両端が固定資産税非課税の道路に接している場合、又は一端のみが非課税の道路に接しており、かつ、当該道路に接する家屋が2軒以上存在する。

（2）放置自転車等による機能・安全性の低下が確認できること。

- ▶ 継続して支障なく通行が可能であった私道に、自転車等が相当数放置され、通行の安全性の低下や機能の障害が現に生じ、災害時の避難や緊急時の活動にも支障が生じるおそれがあること。

（3）その他

- ▶ 当該私道のすべての所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。）の同意を得ていること。
- ▶ 事前に現場調査を行い、全ての所有者又は占有者及び関係機関等と十分な協議を行ったうえで、必要と判断した場合とする。

1-4 撤去開始以降の状況

撤去を開始した令和5年6月30日から同年12月末までの撤去台数等

	撤去台数	返還台数	返還率
6月	29	19	65.5%
7月	281	244	86.8%
8月	93	79	84.9%
9月	140	125	89.3%
10月	165	136	82.4%
11月	123	108	87.8%
12月	49	37	75.5%
合計	880	748	85.0%

7月の状況



8月の状況



10月の状況



12月の状況



(撤去開始以降の商業ビルの対応)

- ・警告貼り紙の貼り替え（施設利用者以外は停めないこと、施設利用者は敷地内に収めて駐輪すること等を記載）
- ・付置義務駐輪場の一部に2段式駐輪ラックを設置
- ・定期的な巡回及び敷地外に駐輪している車体への警告タグ付け

2

自転車を取り巻く状況について

2-1 良好な自転車交通秩序を実現させるための 方策に関する中間報告書の概要

良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会 中間報告書の概要

現状・課題

- 自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用する国民の身近な交通手段であり、政府としてもその活用を推進。
- 他方で、自転車関連交通事故件数や自転車対歩行者事故の発生件数が近年増加傾向にあるほか、自転車が当事者となった死亡・重傷事故の約4分の3には自転車側に何らかの法令違反が認められる。
- 政府目標（令和7年までに24時間死者数を2,000人以下）の達成に向け、自転車の交通ルールを遵守させるための方策を検討する必要。

⇒ 良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会を開催（令和5年8月以降に計4回実施）

検討結果

交通安全教育

- ◆ 自転車利用のニーズが高まっている昨今の情勢を踏まえると、リソースの制約上、警察のみで自転車に係る安全教育を実施することは困難であることから、警察を中心として官民連携を強化していく。
- ◆ あわせて、警察が交通安全教育の需要と供給を的確に捉え、両者のマッチングを促進し、交通安全教育の体系を充実させる。
- ◆ 官民連携の拠点となる官民協議会を構築し、ライフステージごとに提供すべき交通安全教育の指針を示す安全教
育ガイドラインを策定し、実施主体によらず教育の質を担保する。
- ◆ 「自転車安全教育」認定制度を構築し、都道府県警察が民間事業者の自転車に係る安全教育を認定する（供給主体の「見える化」）。

ライフステージに応じた安全教育の充実化

違反処理

- ◆ 自転車を交通反則通告制度の対象とした上で、現認可能・明白・定型的な違反行為を反則行為とする。
- ◆ 制度の対象年齢は16歳以上とする。
- ◆ 反則行為となる信号無視、指定場所一時不停止、通行区分違反（右側通行、歩道通行等）等については、特に悪質かつ危険性の高い違反態様に限って青切符による取締りを行う。
- ◆ それ以外の場合については、違反者に将来の運転行動の改善を促す指導警告にとどめる。
- ◆ 酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転等の反社会性・危険性の高い違反行為は反則行為に含めないこととする。それらのうち、赤切符の対象となる違反行為については、引き続き赤切符で処理する。

違反者の行動改善に向けた指導取締りの推進

交通規制

- ◆ 自転車が安全に車道を通行することができる環境を創出するため、国内外の先行事例も参考に、「全ての交通主体がお互いに思いやり、共に道路を安全・快適に利用する」という理念を国民に浸透させるためのキャンペーンを展開するほか、車道を通行する自転車の保護に関する法制上の措置を講ずる。
- ◆ 自転車通行空間における違法駐車対策を推進するため、取締りに係るガイドラインの見直し、警察の取組の周知・理解に向けた広報啓発活動を行う。
- ◆ 他方で、駐車需要を考慮した対応も必要であるところ、関係者とも連携して需要に応じた駐車スペースを確保することで、路上駐車等により自転車が通行しづらい状況を緩和する。

自転車が安全・安心に通行できる環境の整備

2-2 自転車を取り巻く状況について

これまでの 自転車政策

- 放置自転車対策
 - ・ 撤去・保管
 - ・ 駐輪場付置義務
 - ・ 駐輪場整備
 - ・ 駐輪環境整備
- ライフステージ別の自転車安全教育や自転車ルール・マナーの啓発 など
- 走行環境整備 など

現状・課題

- 公共性を有するモビリティに位置付け
 - 多様な場面での自転車の活用
-
- 自転車保有台数の減少
 - 所有から利用へのシフト
 - 電動モビリティの登場
 - 道路交通法の改正（安全教育）
 - 放置自転車及び撤去台数の減少
 - 市営駐輪場の稼働率は全体で6割
 - 重点地区内における走行環境整備 など

転換期

3 京都市自転車総合計画2025の進捗状況 について

3-1 「京都市自転車総合計画2025」の概要

11



「京都市自転車総合計画2025」（令和3年10月）の策定

コンセプト : 「自転車共生都市 京都」の実現
～自転車でつながる、ひと・まち・暮らし～

計画期間 : 令和3年度 ～ 令和7年12月末

計画の対象範囲 : 京都市全域

計画の位置付け : 京都市基本計画の分野別計画
市町村自転車活用推進計画

コンセプトの実現に向けて、これまでの施策は継承、充実・強化しつつ、3つの柱に沿って、10の施策を展開

柱1	「ひと」との共生 ～ルール、マナーを学び・守り合う～	【推進施策1】 ライフステージやニーズに応じた自転車安全教育・学習の推進 【推進施策2】 自転車の安心・安全な利用環境づくりの推進 【推進施策3】 観光客の自転車利用ルール、マナーの向上
柱2	「まち」での共生 ～道路を正しく使い合う～	【推進施策4】 自転車走行環境の整備 【推進施策5】 駐輪環境整備及び放置自転車対策の推進
柱3	「暮らし」での共生 ～生活の質を高め合う～	【推進施策6】 環境にやさしく快適な移動環境づくり 【推進施策7】 健康増進のための自転車の活用 【推進施策8】 安心・安全な自転車観光の推進 【推進施策9】 災害対応を視野に入れた自転車の活用 【推進施策10】 その他関連施策

3-2 「京都市自転車総合計画2025」の評価指標

● 施策の取組による効果を把握するため、以下の評価指標を設定。

【評価指標】

指標名	基準となる数値	目標値	令和4年度	令和5年度
① 自転車がルールやマナーを守って安心・安全で快適に利用されていると感じる市民の割合	23% (令和3 年度)	前年度から上昇	19.6% (令和4年度)	18.1% (令和5年度)
② 自転車損害保険等への加入率	86.4% (令和2 年度)	100% (令和7 年度)	84.4% (令和3年度)	88.4% (令和4年度)
③ 車道左側通行をする自転車利用者の割合	45% (令和2 年度)	50%以上※1 (令和7 年度)	47.2% (令和3年度)	41.8% (令和4年度)
④ 自転車事故件数	781 件 (令和元年※2)	520 件以下※3 (令和7 年)	612件 (令和3年)	596件 (令和4年)
⑤ 健康増進や観光振興等、多様な場面で自転車が活用されていると感じる市民の割合	未測定	前年度から上昇	37.6% (令和3年度)	38.5% (令和4年度)

※1 過去5 年度のアンケート調査では、約70%の方が歩道通行を行い、約30%の方が車道通行を行っている（車道通行している方は、99%が車道の左側を通行）。こうした状況を踏まえ、歩道通行から原則である車道左側通行に誘導し、車道左側通行の方が自転車通行者全体の50%以上となることを目指す。（平成28年度31%、平成29年度29%、平成30年度28%、令和元年度30%、令和2年度45%）

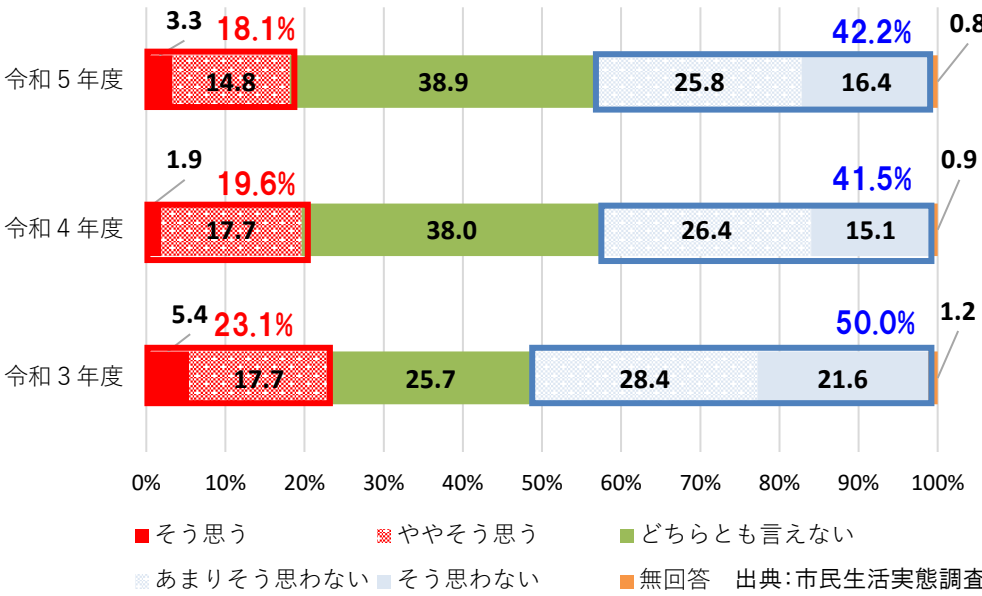
※2 令和2 年は、新型コロナウイルスの影響により人の移動が平年と異なる交通実態の可能性があるため、令和元年の数値を採用した。

※3 京都府が定めている自転車事故件数の目標値（令和7 年 750 件←令和元年1,121 件）を基に設定した。

3-2 「京都市自転車総合計画2025」の評価指標

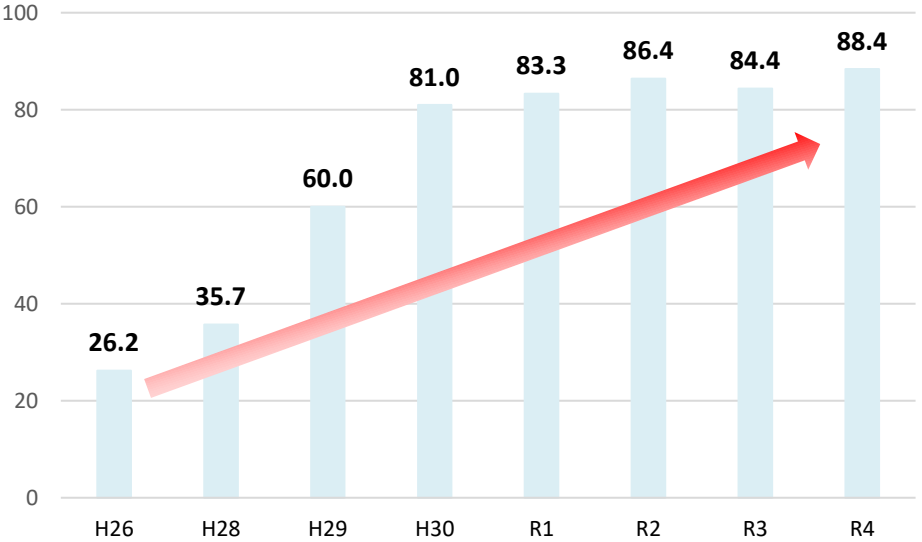
13

① 自転車がルールやマナーを守って安心・安全で快適に利用されていると感じる市民の割合



- 「そう思う、ややそう思う」の割合については、令和3年度と比較すると減少傾向にある。
- 一方で、「あまりそう思わない、そう思わない」の割合についても、令和3年度と比較すると減少傾向にある。

② 自転車損害保険等への加入率

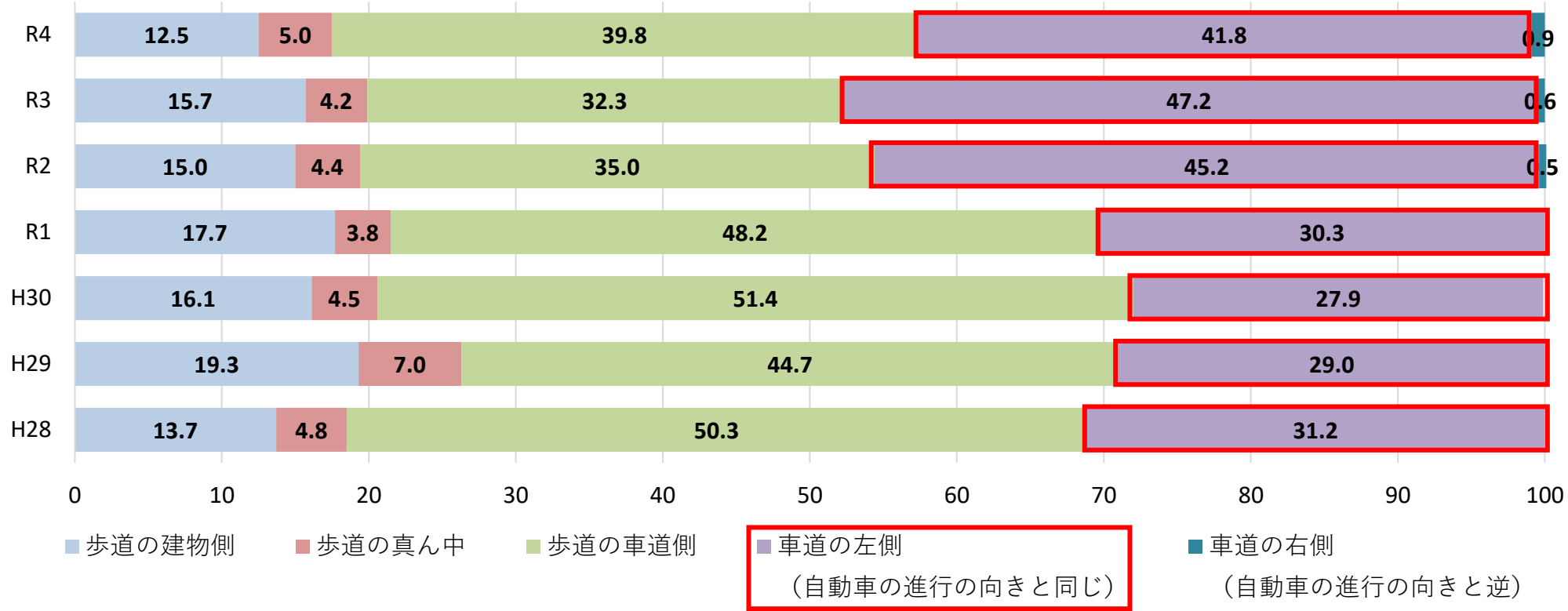


- 平成29年3月に京都市自転車安心安全条例を改正し、自転車保険の加入を義務化して以降、加入率は増加している。
- (経過)
- ・ 平成29年10月 事業者及びレンタサイクル事業者義務化
 - ・ 平成30年 4月 一般の自転車利用者義務化

3-2 「京都市自転車総合計画2025」の評価指標

14

③ 車道左側通行をする自転車利用者の割合



出典：自転車政策推進室調査

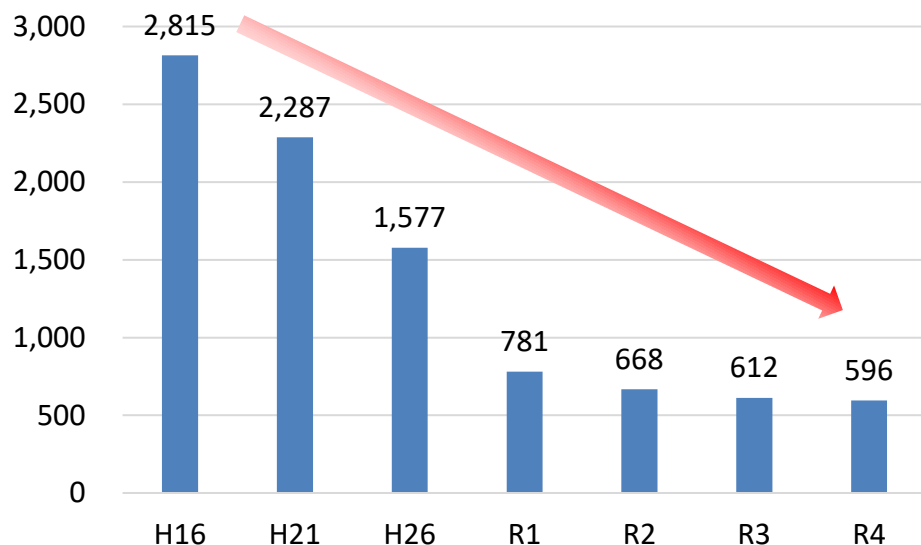
- 歩道走行と車道走行の割合はおおよそ半々となっている。
- 令和4年度と令和3年度を比較すると、車道左側の走行率は▲5.4%となっており、歩道の車道側の走行率は+7.5%となっている。
- 「車道を走るのが怖いから」という意見が多く、子どもの送迎などで女性が歩道の車道側を走行する割合が高いことが考えられる。

3-2 「京都市自転車総合計画2025」の評価指標

15

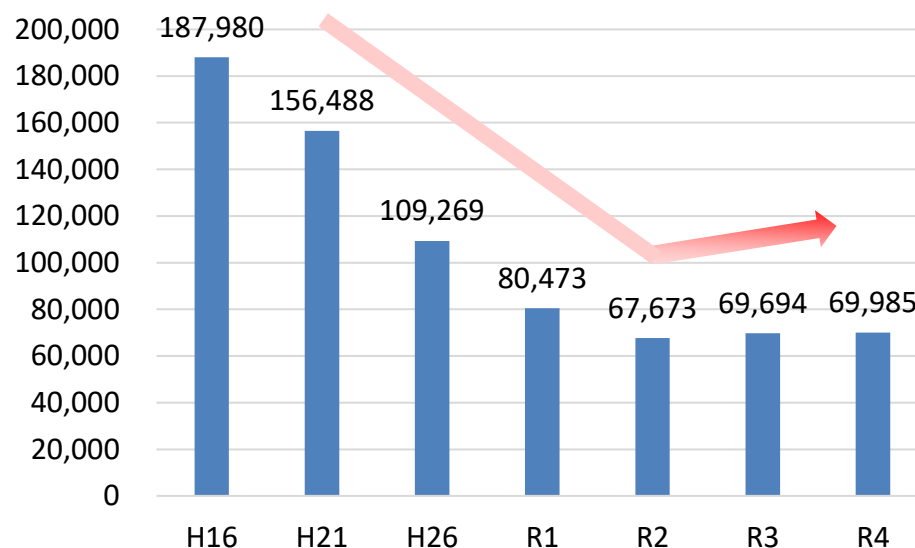
④ 自転車事故件数

＜京都市自転車事故件数＞



出典：京都府警察提供資料より京都市作成

＜全国自転車事故件数＞



出典：警察庁資料より京都市作成

- 京都市自転車事故件数はピーク時の平成16年から右肩下がりとなっており、ピーク時から約8割減少している。
- ただし、コロナによる行動制限なども減少に影響していることが考えられるため、推移については引き続き、注視する必要がある。

- 全国自転車関連事故件数はピーク時の平成16年から令和2年度までは減少していたものの、令和3年度には再び増加している。
- コロナの制限緩和が増加に影響しているものと考えられる。

3-2 「京都市自転車総合計画2025」の評価指標

自転車事故件数

<政令市の自転車関連事故等の比較>

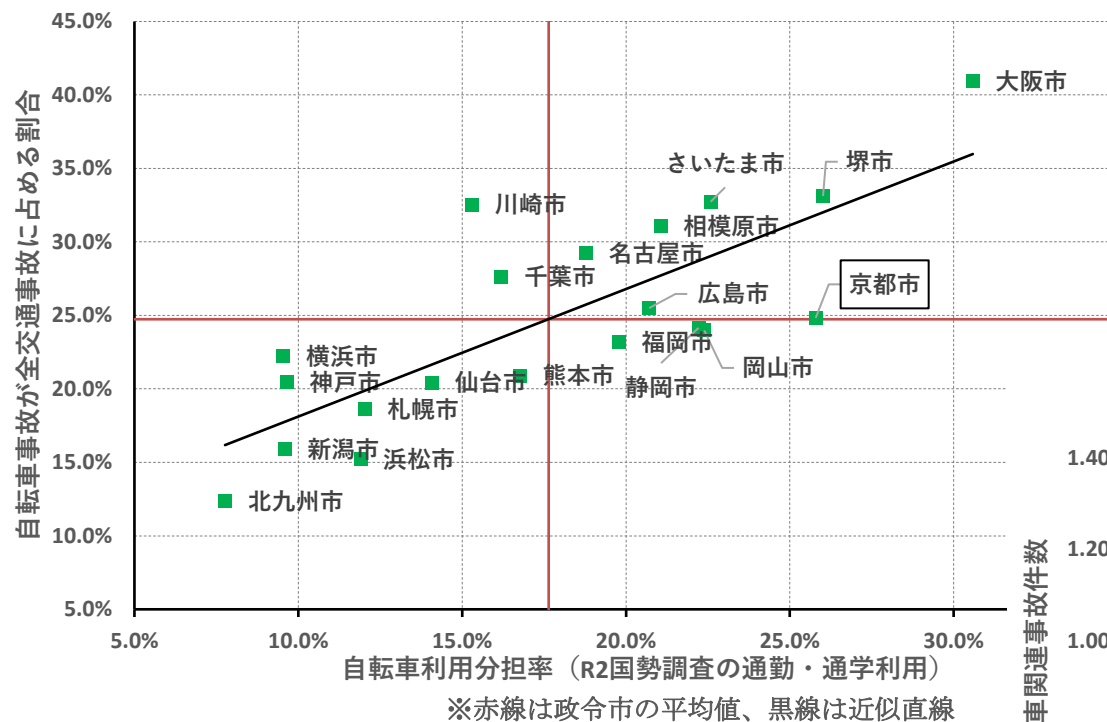
市名	自転車 分担率 (R2国調)	自転車 分担率 順位	自転車 関連事故件数 (R4警察庁)	全交通 事故件数 (R4警察庁)	全交通事故に 占める自転車 事故の割合	全交通事故に 占める自転車 事故の順位	人口 (R2国調)	自転車事故 (件／千人)	自転車関連 事故順位	全交通事故 (件／千人)
札幌市	12.0	15	825	4,428	18.6%	17	1,973,395	0.42	16	2.24
仙台市	14.1	14	446	2,186	20.4%	16	1,096,704	0.41	18	1.99
新潟市	9.6	18	192	1,210	15.9%	18	789,275	0.24	20	1.53
さいたま市	22.6	4	968	2,957	32.7%	3	1,324,025	0.73	8	2.23
千葉市	16.2	12	597	2,162	27.6%	7	974,951	0.61	10	2.22
川崎市	15.3	13	864	2,655	32.5%	4	1,538,262	0.56	12	1.73
横浜市	9.5	19	1,730	7,782	22.2%	13	3,777,491	0.46	15	2.06
相模原市	21.1	7	624	2,010	31.0%	5	725,493	0.86	6	2.77
静岡市	22.2	6	873	3,614	24.2%	10	693,389	1.26	1	5.21
浜松市	11.9	16	776	5,110	15.2%	19	790,718	0.98	5	6.46
名古屋市	18.8	10	2,403	8,222	29.2%	6	2,332,176	1.03	4	3.53
京都市	25.8	3	596	2,401	24.8%	9	1,463,723	0.41	17	1.64
大阪市	30.6	1	3,453	8,440	40.9%	1	2,752,412	1.25	2	3.07
堺市	26.0	2	854	2,579	33.1%	2	826,161	1.03	3	3.12
神戸市	9.6	17	982	4,804	20.4%	15	1,525,152	0.64	9	3.15
岡山市	22.4	5	438	1,827	24.0%	11	724,691	0.60	11	2.52
広島市	20.7	8	481	1,886	25.5%	8	1,200,754	0.40	19	1.57
北九州市	7.8	20	495	4,008	12.4%	20	939,029	0.53	13	4.27
福岡市	19.8	9	1,365	5,887	23.2%	12	1,612,392	0.85	7	3.65
熊本市	16.8	11	344	1,647	20.9%	14	738,865	0.47	14	2.23
平均値	17.6		965	3,791	24.7%			0.69		2.86

出典：総務省HP令和2年国勢調査
(従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果)
警察庁HP交通事故統計情報のオープンデータ

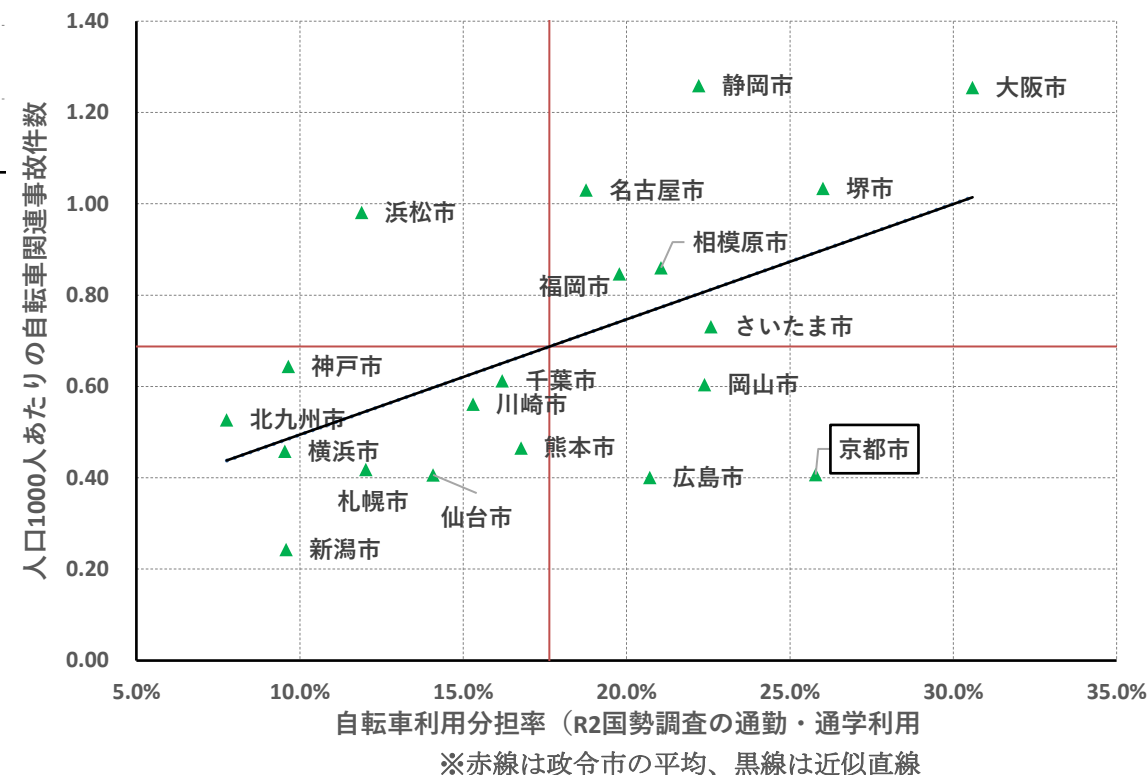
3-2 「京都市自転車総合計画2025」の評価指標

17

自転車事故件数



- 自転車事故が全交通事故に占める割合については、自転車分担率が高い割には自転車事故件数が少ない結果となっている。
- 人口1,000人あたりの自転車関連事故件数についても、自転車分担率が高い割には自転車事故件数が少ない結果となっている。



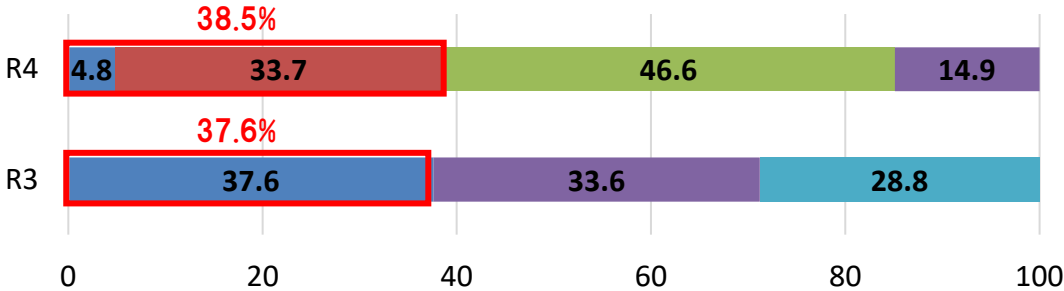
↑
＜自転車事故が全交通事故に占める割合＞

→
＜人口1,000人あたりの自転車関連事故件数＞

出典：総務省HP令和2年国勢調査
(従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果)
警察庁HP交通事故統計情報のオープンデータ

3-2 「京都市自転車総合計画2025」の評価指標

健康増進や観光振興等、多様な場面で自転車が活用されていると感じる市民の割合



● 令和3年度と比較すると、活用がされていると感じる割合は増加傾向にある。

- 活用がされている
- まあ活用がされていると思う
- あまり活用がされていないと思う
- 活用がされていない
- 分からない

出典：自転車政策推進室調査

3-3 施策の進捗状況(「ひと」との共生 ～ルール、マナーを学び・守り合う～)

19

柱1 「ひと」との共生 ～ルール、マナーを学び・守り合う～

安心・安全に自転車に乗るための自転車安全教育・学習を充実させ、子どもからお年寄りまで、住む人も訪れる人も、誰もが自転車利用のルール、マナーを学び、守り合うことのできる社会の実現を目指す。

10の施策	No	推進事業	実績	
			R4	R5
【推進施策1】 ライフステージやニーズに応じた自転車安全教育・学習の推進	新規	1 誰もが自転車に気軽にふれあい、ルール、マナーを学べる機会の創出	◎	◎
		2 ライフステージに合わせた自転車安全教育・学習の実施	◎	◎
	充実	3 多様なニーズに応じた自転車教室の実施	◎	◎
【推進施策2】 自転車の安心・安全な利用環境づくりの推進		4 地域等との連携によるルール、マナーの啓発	◎	◎
		5 各種イベントにおけるルール、マナーの啓発	◎	◎
		6 自転車安全利用促進啓発員によるルール、マナーの啓発	◎	◎
		7 様々な媒体を活用したルール、マナーの啓発	◎	◎
	新規	8 大学との連携によるルール、マナーの啓発	◎	◎
	充実	9 企業との連携によるルール、マナーの啓発	◎	◎
		10 自転車保険加入義務化に伴う加入の徹底	◎	◎
	新規	11 自転車利用の安心・安全を確保するための啓発等の推進	◎	◎
		12 自転車への思いやり運転についてのクルマの運転者に対する啓発	◎	◎
		13 自転車盗難防止対策等の推進	◎	◎
【推進施策3】 観光客の自転車利用ルール、マナーの向上		14 レンタサイクル事業者等との連携による自転車利用ルール、マナーの啓発	◎	◎
	充実	15 広報媒体や宿泊施設等を通じた外国人観光客への周知啓発	○	◎
		16 自転車観光の魅力発信及びルール、マナーの啓発	◎	◎

◎：実施済み
○：一部実施、取組中
●：検討中



キックバイク教室



一斉街頭啓発
「今出川通作戦」

3-3 施策の進捗状況(「ひと」との共生 ～ルール、マナーを学び・守り合う～)

20

柱1 「ひと」との共生 ～ルール、マナーを学び・守り合う～

No.1 誰もが自転車に気軽にふれあい、ルール、マナーを学べる機会の創出

No.2 ライフステージに合わせた自転車安全教育・学習の実施

No.3 多様なニーズに応じた自転車教室の実施

警察や教育委員会等とも連携し、ライフステージに合わせた京都ならではの体系だった自転車安全教室等を実施

受講対象	教室名	R2年度	R3年度	R4年度
子育て中の保護者向け	①パパママ自転車教室	48人 (5回)	26人 (3回)	127人 (18回)
幼児向け	②キックバイクを用いた子ども自転車教室	707人 (26回)	732人 (36回)	1,086人 (60回)
小学生向け	③市立小学校の授業等での自転車安全教室	10,124人 (103回)	12,448人 (161回)	教育委員会で 実施(集計しない)
中学生・高校生向け	④「見て分かる！」自転車安全教室	290人 (2回)	965人 (4回)	1,240人 (7回)
	⑤事故のリスク・社会的責任編	1,430人 (8回)	1,125人 (7回)	1,090人 (6回)
自動車学校教習生向け	⑥自動車教習所を活用した自転車安全利用講習	23,144人	23,024人	21,798人
一般市民向け		110人	149人	195人



①パパママ自転車教室



②キックバイクを用いた
子ども自転車教室



④「見て分かる！」自転車安全教室



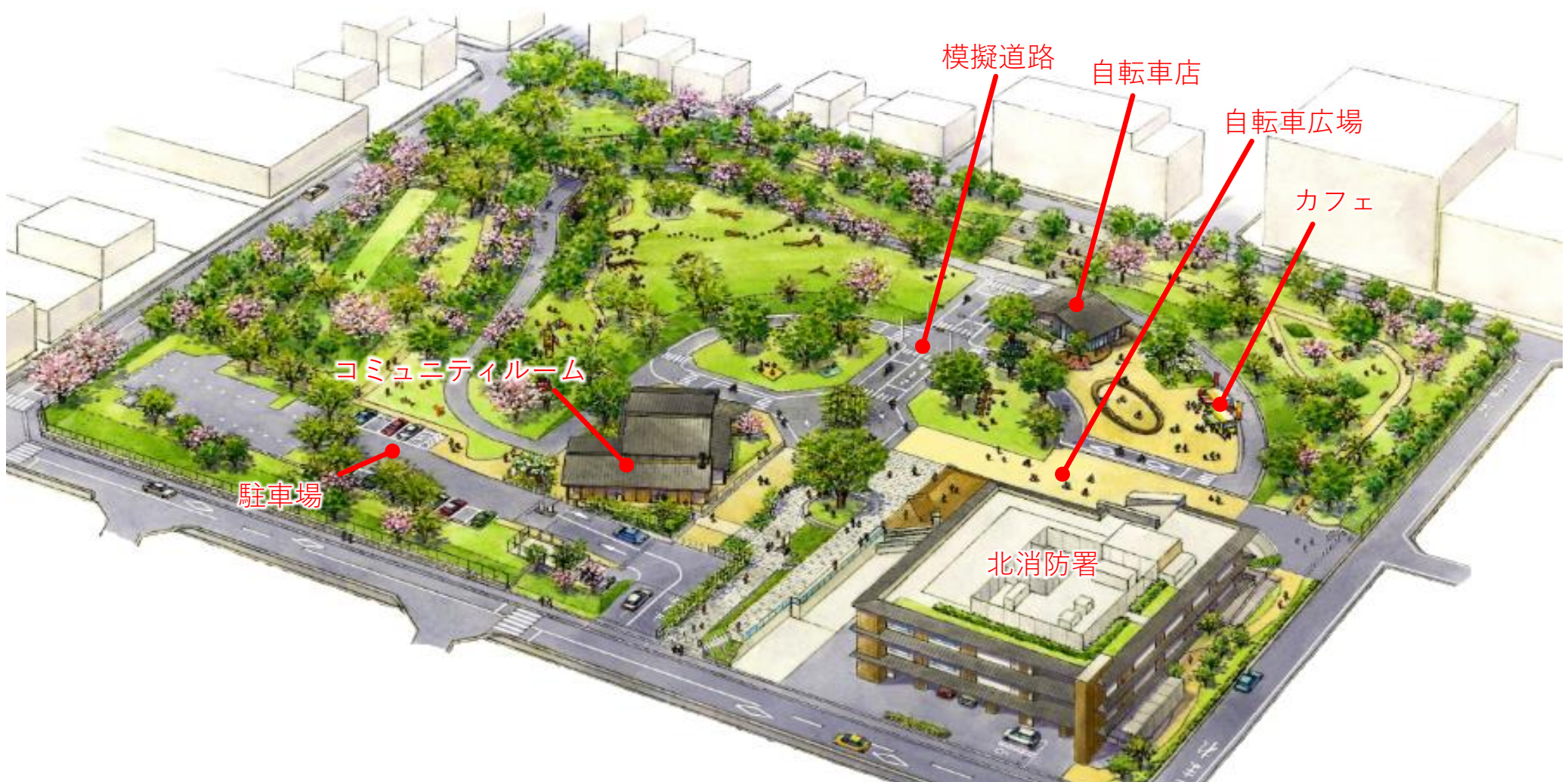
⑥自動車教習所を活用した
自転車安全利用講習

3-3 施策の進捗状況(「ひと」との共生 ～ルール、マナーを学び・守り合う～)

21

柱1 「ひと」との共生 ～ルール、マナーを学び・守り合う～

● 再整備後の大宮交通公園（サイクルセンター）



3-3 施策の進捗状況(「ひと」との共生 ～ルール、マナーを学び・守り合う～) 22

柱1 「ひと」との共生 ～ルール、マナーを学び・守り合う～

● 大宮交通公園（サイクルセンター）で実施する自転車安全教室

対 象	名 称	内 容
未就学児	キックバイク教室	キックバイクを用い、自転車ゲームを実施しながら、バランス能力や周辺確認の大切さ等を楽しく学ぶ教室
	自転車乗り方デビュー教室	初心者向けの、補助輪なしで自転車に乗るコツを学ぶ教室
小学生	自転車乗り方デビュー教室	初心者向けの、補助輪なしで自転車に乗るコツを学ぶ教室
	自転車スキルアップ教室	自転車の安全な乗り方、基本的な交通ルールなどを学ぶ教室
	ジュニアサイクリング	公園から外に出て、自転車で散策しながら交通ルールを学ぶ教室
	自転車ルール・マナー教室	申込者の希望に応じ、自転車のルール・マナーに関する各種教材により学ぶ教室
社会人	自転車乗り方教室	自転車の安全な乗り方、基本的な交通ルールなどを学ぶ教室
	子乗せ自転車体験会	最大3人乗りが可能な子乗せ自転車の乗り方、注意点等を学ぶ教室
	電動アシスト自転車体験会	近年増加している各種の電動自転車の乗り方、注意点等を学ぶ教室
	健康サイクリング	自転車でのダイエットなど、体によい自転車の乗り方を学ぶ教室
高齢者	シニア自転車健康教室	高齢者の体力やバランス能力を確認しながら、自転車の乗り方、注意点等を学ぶ教室

3-3 施策の進捗状況(「ひと」との共生 ～ルール、マナーを学び・守り合う～) 23

柱1 「ひと」との共生 ～ルール、マナーを学び・守り合う～

● 北消防署との連携によるキックバイク教室

- ▶ 幼稚園・保育園等を対象に、キックバイク教室と消防見学をセットで開催。
- ▶ 希望園は、園バス等で大宮交通公園に来園。
- ▶ キックバイク教室と消防見学を、順番に実施。
(園児数が多い場合は、2班に分けて各教室を同時並行。)
- ▶ お弁当持参で、遠足のように実施する園も。

	1班	2班
1コマ目	キックバイク	消防見学
2コマ目	消防見学	キックバイク



キックバイク教室の様子



消防見学の様子

3-3 施策の進捗状況(「ひと」との共生 ～ルール、マナーを学び・守り合う～)

24

柱1 「ひと」との共生 ～ルール、マナーを学び・守り合う～

No.5 各種イベントにおけるルール、マナーの啓発

「共に学ぶ！スマイルサイクルクラブ（旧：自転車マナーアップフェスタ）」の開催

開催日：令和5年12月2日(土)、3日(日)

場 所：西京極総合運動公園

- 平成26年から継続して実施（令和2年度はコロナで中止）。
- 本年度は、2日間合計で約1,000人の方が教室等に参加
- 自転車の安全な乗り方や交通ルールを楽しみながら学べるイベント
- キックバイク教室、仮想道路体験、電動キックボード体験会、パトカー、白バイの展示、ヘルメットの重要性などを学んでいただける「ヘルメット&自転車ブース」などを実施



「共に学ぶ！スマイルサイクルクラブ（旧：自転車マナーアップフェスタ）」

No.9 企業との連携によるルール、マナーの啓発

フードデリバリーサービス事業者向け自転車安全利用講習会の開催

開催日：令和5年10月31日(火)

場 所：デルタ自動車四条教習所

- 本市と京都府警察とJaFDA※の3者が、自転車配達員に係る交通安全協定を令和3年11月15日に締結
※（一社）日本フードデリバリーサービス協会
- 締結に基づく取組として、フードデリバリーサービス事業者の自転車配達員の方37名が参加し講習会を実施。
- 京都府警察、会場であるデルタ自動車四条教習所の皆様のご協力のもと、座学と実技の講習を実施
- 本市の自転車政策や自転車のルール・マナー、自転車の交通事故に関する講義、実技講習（教習所内走行、危険予測）などを実施



自転車安全利用講習会（座学）



自転車安全利用講習会（実技）

3-3 施策の進捗状況(「ひと」との共生 ～ルール、マナーを学び・守り合う～)

25

柱1

「ひと」との共生 ～ルール、マナーを学び・守り合う～

No.11

自転車利用の安心・安全を確保するための
啓発等の推進

ヘルメット着用促進啓発作品の募集

- ヘルメット着用に対する関心を高めることを目的に「ヘルメット着用を促す」内容の創作作品（写真やイラスト等）を募集し、今後、優秀作品については本市啓発物等に使用する。



自転車用ヘルメット着用モニター募集

- 自転車利用時のヘルメット着用について警察庁が公表した資料によると、高校生は、小中学生に比べてヘルメット着用率が低いことが分かっているため、高校生を対象に自転車用ヘルメット着用モニターを募集
- 自転車用ヘルメット着用モニターとして、本市が指定する事業者（京都自転車販売株式会社（コンズサイクル））の店舗で、ヘルメットの正しい着用方法の説明を聞いたうえで受け取っていただき、モニター期間中、着用いただく（ヘルメットは支給）。
- モニターは、自転車用ヘルメットや自転車ルール・マナーなどに関するアンケート（3回を予定）に回答。アンケート結果は、高校生等の若者世代向けの自転車教室や幅広い世代に向けた啓発に活用する。

No.14

レンタサイクル事業者等との連携による
自転車利用ルール、マナーの啓発

観光客等のレンタサイクルの利用に係る 啓発（注意喚起）

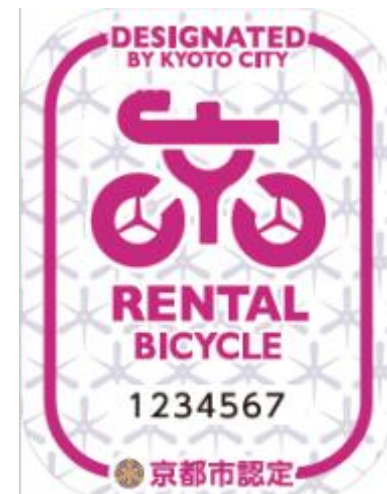
実施時期：令和5年6月及び11月

啓発対象：レンタサイクル事業者、自転車販売店、宿泊事業者

- 観光客の増加に伴い、外国人を含む多くの観光客が利用しているレンタサイクルについて、駐輪場などの決められた場所ではなく、公共の道路や民間駐車場などの私有地に駐輪されていることや、自転車に事業者名や連絡先が明示されていないといった状況が発生
- そのため、啓発対象に注意喚起を含めた文書を送付し、ルール・マナーの徹底を依頼

<啓発内容>

- 迷惑駐輪の防止
- 車体への「事業者名」及び「連絡先」の明示
- 駐輪場の案内
- 自転車利用のルール・マナーの紹介及び啓発ツールの紹介
- ヘルメット着用の啓発
- 自転車損害賠償保険への加入
- 「京都市レンタサイクル事業者認定制度」の案内



認定ステッカー

3-3 各施策の進捗状況(「まち」での共生 ～道路を正しく使い合う～)

柱2 「まち」での共生 ～道路を正しく使い合う～

安心・安全で快適な自転車走行環境の整備や駐輪ニーズに応じた適切な駐輪環境の整備等により、歩行者、自転車、自動車などの道路利用者が、道路を正しく使い合うことのできる社会の実現をめざします。

10の施策	No	推進事業	実績	
			R4	R5
【推進施策4】 自転車走行環境の整備	充実	17 自転車走行環境整備の新たな箇所での実施	◎	○
		18 自転車走行環境整備の効果検証	◎	○
	充実	19 「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」の見直し	◎	◎
		再掲 自転車への思いやり運転についてのクルマの運転者に対する啓発	再掲(No.12)	
【推進施策5】 駐輪環境整備及び 放置自転車対策の推進		20 駐輪場整備の推進	◎	◎
		21 市営駐輪場の機能向上	◎	○
		22 付置義務制度を活用した駐輪場整備の促進	◎	◎
	新規	23 小規模分散の駐輪需要への対応	●	●
		24 駐輪需給調査の実施	◎	◎
	新規	25 情報発信の充実等による駐輪場利用の促進	●	●
		26 放置自転車の防止に向けた啓発及び撤去の実施	◎	◎

◎：実施済み
○：一部実施、取組中
●：検討中



◆幹線道路



◆生活道路

3-3 各施策の進捗状況(「まち」との共生 ～道路を正しく使い合う～)

27

柱2

「まち」との共生 ～道路を正しく使い合う～

No.17 自転車走行環境整備の新たな箇所での実施

自転車走行環境の整備の実施

- 「京都市自転車総合計画2025」等により、令和4年度末までに213.1kmを整備

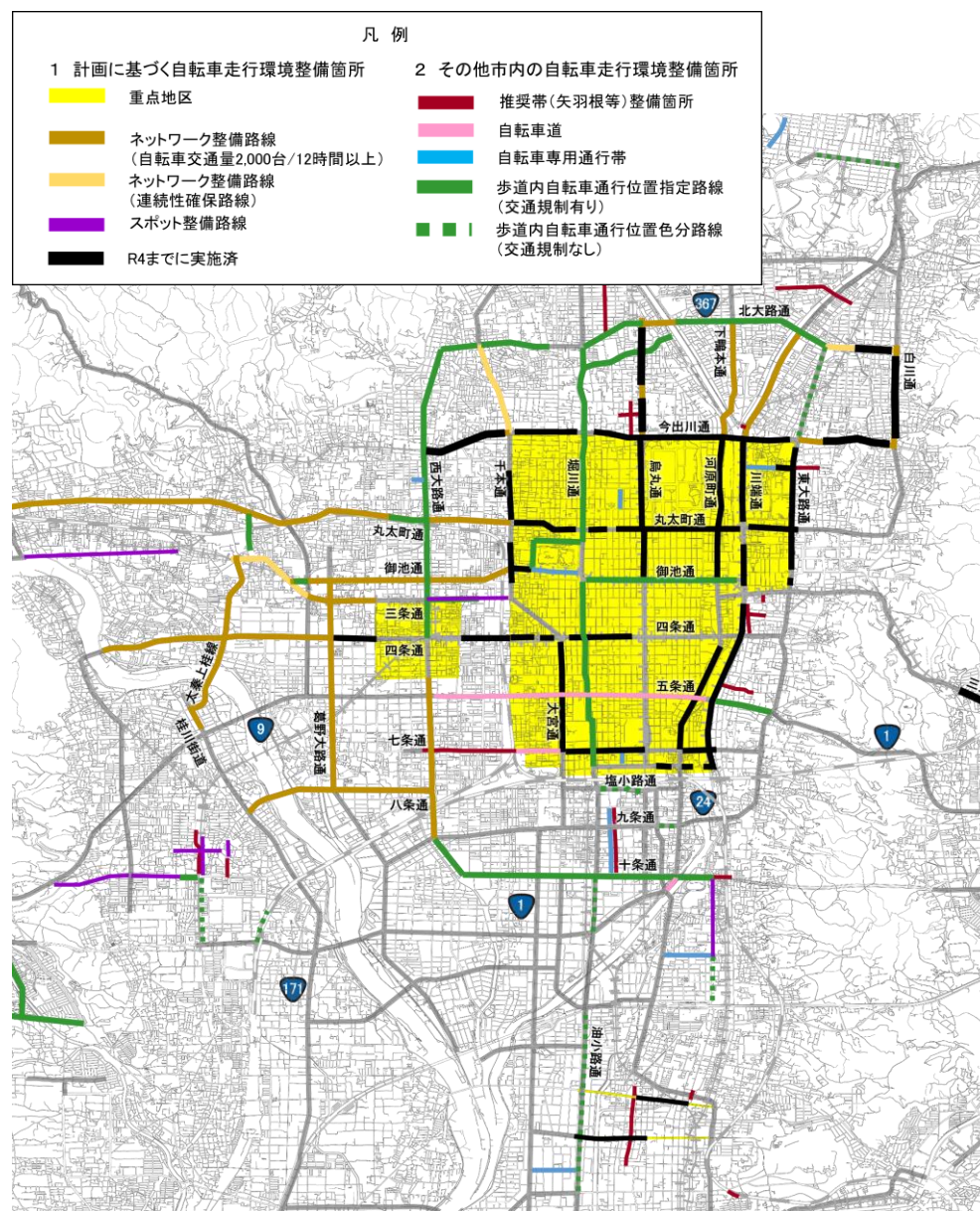
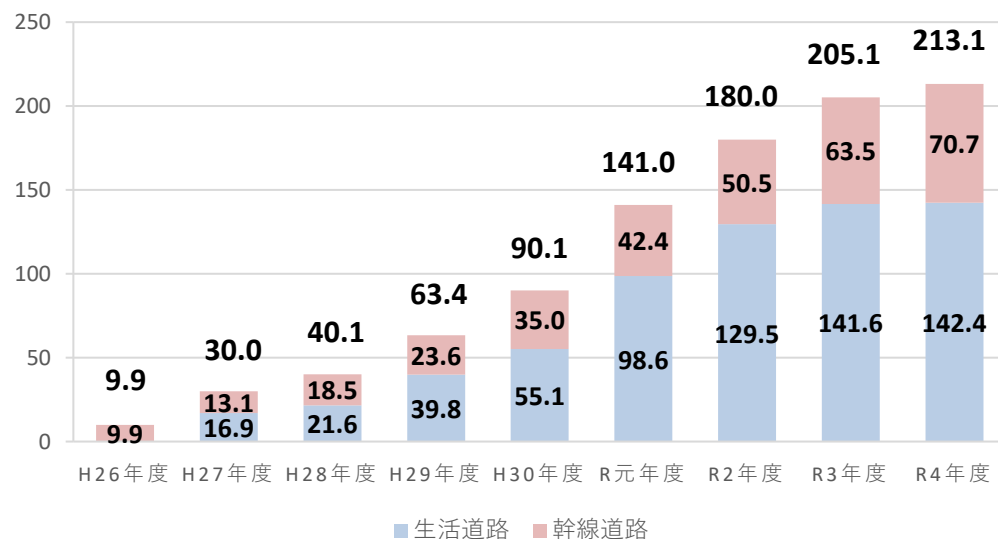
＜自転車走行環境整備の考え方＞

▼ ネットワーク整備

①自転車交通量が多い路線(2,000台以上/12時間)、または②既整備路線との連続性が確保できる路線について、幹線道路を中心にネットワーク整備を進める。

▼ スポット整備

自転車事故の発生状況や自転車利用状況等を踏まえ、生活道路を中心にスポット整備を進める(駅周辺、学校周辺等)。



自転車走行環境整備状況

3-3 各施策の進捗状況(「まち」との共生 ～道路を正しく使い合う～)

28

柱2

「まち」との共生 ～道路を正しく使い合う～

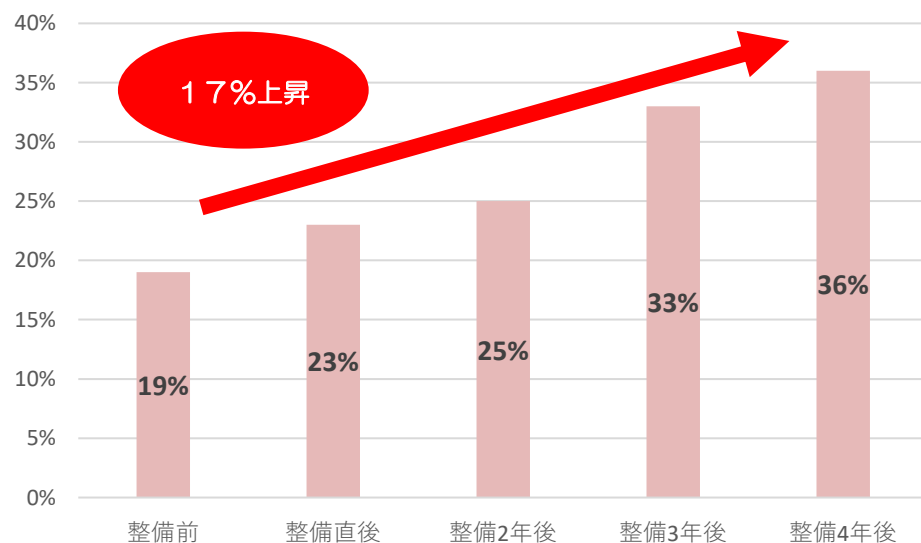
No.18 自転車走行環境整備の効果検証

整備した路線における経年調査の実施

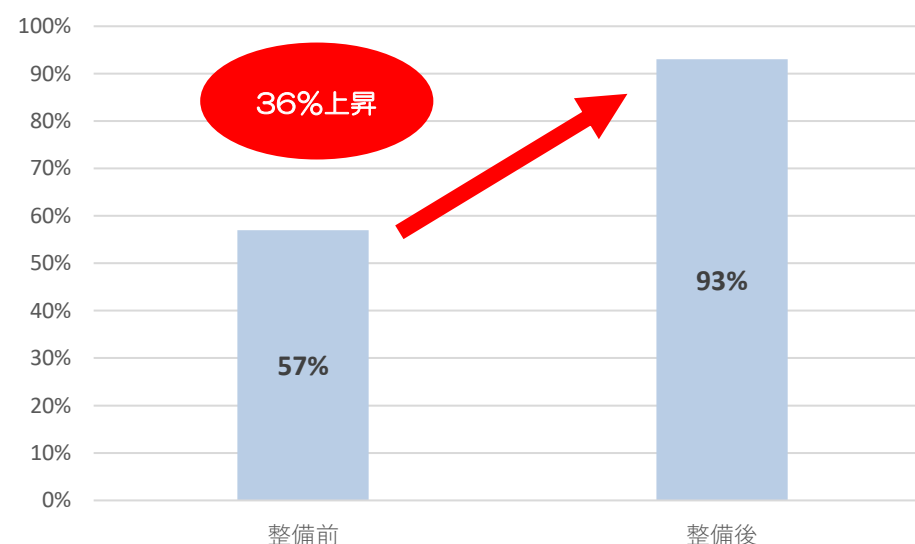
- 自転車走行推奨帯（矢羽根等）を整備済みの箇所において、整備前後の自転車の走行状況等の調査（車道走行率等）を実施するとともに、道路利用者へのアンケート調査（走行環境の満足度調査等）を実施し、自転車走行環境整備の効果検証を行うもの。
- ・ 整備箇所の調査では車道走行割合が上昇（幹線道路17ポイント上昇、生活道路36ポイント上昇）

車道左側走行の割合

幹線道路（河原町丸太町交差点周辺）



生活道路（同志社大学今出川キャンパス西側）



（自転車政策推進室調査）

3-3 各施策の進捗状況(「まち」との共生 ～道路を正しく使い合う～)

29

柱2

「まち」との共生 ～道路を正しく使い合う～

No.18 自転車走行環境整備の効果検証

ガイドラインの改定における調査の実施

- 改定後のガイドラインの基準（単路部において自転車マークの省略が可能）による走行環境整備について、車道左側走行の割合を比較すると「ガイドライン改定前」の調査結果と同様の増加傾向にある。また、改定後ガイドラインによる整備箇所において、通行者へアンケートを行った結果、多くの人が「自転車マークが減ったことに気づかなかった」との回答であり、改定後の基準でも効果に遜色がない状況であると考えられる。

車道左側走行の割合

	路線名	整備前	整備直後	増加率	調査時期	
					(整備前)	(整備直後)
改定前	丸太町通	21.9%	25.5%	↑3.6%	H28.1	H28.2
	河原町通	16.3%	20.3%	↑4.0%	H28.1	H28.2
改定後	今出川通	30.1%	36.3%	↑6.2%	R4.9	R5.2
	烏丸通	22.4%	26.0%	↑3.6%	R4.9	R5.2

アンケート結果

- 設問：自転車マークを減らしたが、どのように感じたか。
(調査時期：R5年1月,R5年2月)

	気づかなかった、気にならなかった等	減ったことが気になった	サンプル数
今出川通	99.5%	0.5%	220
烏丸通	99.1%	0.9%	222

(自転車政策推進室調査)

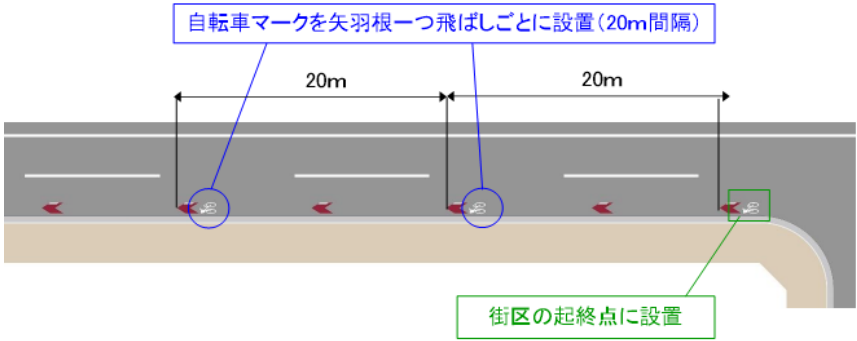
矢羽根の認知度

(自転車政策推進室調査)

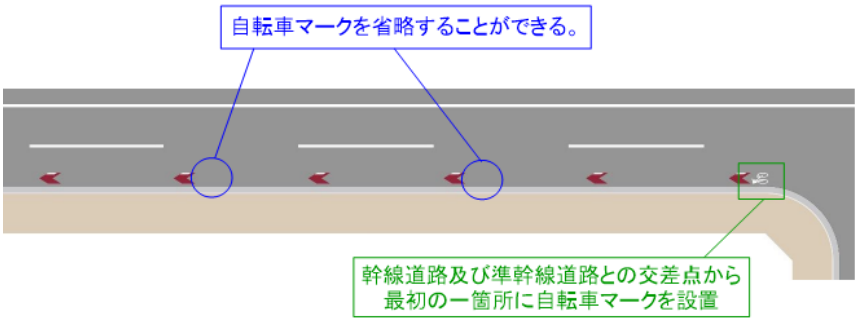
	路線名	H29	R4	増加率
認知度	知っている	41.4%	80.5%	↑39.1%

(参考)ガイドラインの改定内容

- 改定前：矢羽根一つ飛ばしごとに自転車マークを設置



- 改定後：単路部において自転車マークの省略が可能



3-3 各施策の進捗状況(「まち」との共生 ～道路を正しく使い合う～)

30

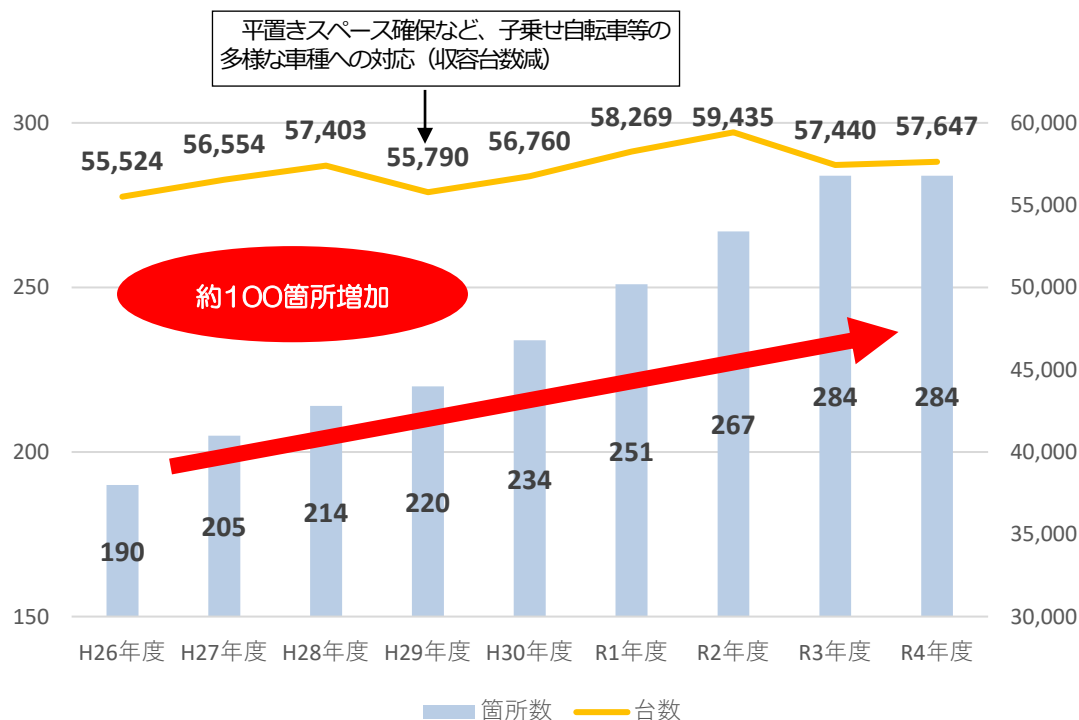
柱2

「まち」との共生 ～道路を正しく使い合う～

No.20 駐輪場整備の推進

公募による整備や助成金等による整備の促進

- 公有地を活用した民間事業者による整備、助成金の支給による民間自転車等駐車場の整備の促進



No.21 市営駐輪場の機能向上

誰もが利用しやすい駐輪場への更新・機能向上

- 高齢者や女性でも出し入れが容易な二段ラックへの更新
- 精算機のキャッシュレス化
- チャイルドシート付・電動アシスト付など、規格外の自転車の専用スペースの拡大



出し入れ容易な二段ラック



平置きスペース

3-3 各施策の進捗状況(「まち」との共生 ～道路を正しく使い合う～)

31

柱2 「まち」との共生 ～道路を正しく使い合う～

No.24 駐輪需要調査の実施

放置自転車台数調査の実施

- 隔年実施の国土交通省調査の手法に基づき、鉄道駅周辺の概ね500m区域内に放置された自転車等を数え、1駅につき、100台以上の場所を計上
- 国土交通省調査が実施されない年度は、本市独自で同様の調査を実施している。



3-3 各施策の進捗状況(「くらし」との共生 ～生活の質を高め合う～)

32

柱3 「くらし」との共生 ～生活の質を高め合う～

環境問題や健康増進、観光振興、災害対応、そしてウィズコロナ・ポストコロナにおける「新しい生活スタイル」の実践など、多様な場面で自転車の活用策を展開し、市民が生活の質を高め合うことのできる持続可能な社会の実現をめざします。

10の施策	No	推進事業	実績	
			R4	R5
【推進施策6】 環境にやさしく 快適な移動環境づくり	新規 27	公共交通を補完するシェアサイクル等の推進	○	○
	新規 28	自転車通勤等の情報発信の実施	○	◎
【推進施策7】 健康増進のための 自転車の活用	新規 再掲	自転車通勤等の情報発信の実施	再掲(No.28)	
	新規 29	市民に身近なサイクリススポーツの推進	●	●
	新規 30	障害のある人も自転車を体験できる環境づくり	◎	◎
	新規 31	自転車による健康教室等の実施	◎	◎
	新規 32	自転車による健康づくりの情報発信	○	○
	33	健康長寿に関する取組と連携推進	◎	◎
【推進施策8】 安心・安全な 自転車観光の推進	再掲	自転車観光の魅力発信及びルール、マナーの啓発	再掲(No.16)	
	新規 34	郊外等でのサイクリング事業等の実施	◎	◎
	充実 35	広域的なサイクリングルートの設定	◎	◎
	新規 36	自転車ラックの設置等によるサイクリング環境の整備	●	◎
	再掲	レンタサイクル事業者等との連携による自転車利用ルール、マナーの向上	再掲(No.14)	
	充実 再掲	広報媒体や宿泊施設等を通じた外国人観光客への周知啓発	再掲(No.15)	
【推進施策9】災害対応を 視野に入れた自転車の活用	新規 37	災害発生時における自転車の活用	○	○
【推進施策10】 その他関連施策	38	総合的な情報発信の充実	◎	◎
	新規 39	自転車利用実態等のデータ収集の手法の研究	●	●
	新規 40	自転車の再利用等の推進	●	●

◎：実施済み
○：一部実施、取組中
●：検討中



シェアサイクルポート



3-3 各施策の進捗状況(「くらし」との共生 ～生活の質を高め合う～)

33

柱3

「くらし」との共生 ～生活の質を高め合う～

No.27 公共交通を補完するシェアサイクル等の推進

シェアサイクルの利用・普及促進

● 連携協定の締結

(目的)

公共交通を補完し、市民等にとって安心・安全で利便性の高いシェアサイクルの利用環境を創出する。

(役割分担)

京都	市民等への情報発信、企業等が利用者に周知及び啓発する自転車のルール・マナー等に関する情報提供
企業等	シェアサイクル事業の運営全般、サイクルポート及び自転車の整備並びに維持管理、利用率向上に向けた取組、サイクルポートの設置推進、利用者への自転車ルール・マナー等の周知及び啓発、利用者へのアンケート調査、災害時のシェアサイクルの利活用 等

● サイクルポート数及び利用者数

サイクルポート数：R5.4月 690 → R5.8月 867 (+177)

利用者数：R5.4月 6,224 → R5.8月 8,814 (+2,590)

● 公有地の貸出し

(概要)

京都市が所管する公有地を有償で貸出し

(貸出箇所)

市役所や区役所、市営地下鉄の駅付近等 15 か所

(令和5年4月から10箇所を貸出しており、残り5箇所も調整が済みしだい貸出予定)

No.30 障害のある人も自転車を体験できる環境づくり

「京都市インクルーシブサイクリング体験会2023」の開催

開催日：令和5年10月14日(土)

場 所：西京極総合運動公園

- 「インクルーシブサイクリング」とは、年齢、性別、経験、障がいの有無などに関わらず、自転車を楽しむことを意味し、一人で乗るのが苦手な人でも、タンDEM自転車等の二人乗りの自転車を楽しむこと
- 手でこいで進むハンドサイクルや、2人乗りのタンDEM自転車をはじめ、普段は見かけることのない様々な自転車に乗りながら、流鏝馬(やぶさめ)ゲームや、園内サイクリングなどを楽しめるイベントを開催(参加者数：125人)



流鏝馬(やぶさめ)ゲーム



ガイド付きサイクリング

3-3 各施策の進捗状況(「くらし」との共生 ～生活の質を高め合う～)

34

柱3

「くらし」との共生 ～生活の質を高め合う～

No.35 広域的なサイクリングルートの設定

「京都西山ヒルクライム参拝！ powered by Sigr」の開催

(1) 京都西山ヒルクライム参拝！（デジタルスタンプラリー）

開催日：令和5年9月16日（土）から12月15日（金）

- 京都西山エリアに点在する魅力的な寺社やグルメスポットなどのラリースポット24箇所を自転車で巡り、スマートフォンでデジタルスタンプを集めて応募すると、抽選でサイクリンググッズが当たるイベント

(2) 京都西山ヒルクライム参拝！SPECIAL EVENT（サイクリングフェスティバル）

開催日：令和5年11月18日（土）

場 所：京都向日町競輪場

- 自転車デビュー教室、キックバイク体験、キッズスクール、おもしろ自転車乗車体験、BMX体験、白バイ・パトカー写真撮影会、バンク走行体験、E-BIKE試乗会などを楽しめるイベントを開催（参加者数：151人）

(3) 京都西山ヒルクライム参拝！Instagramキャンペーン

開催日：令和5年9月16日（土）から12月15日（金）

- 京都西山エリアで撮った「愛車（自転車）と風景」の写真に「#京都西山ヒルクライム参拝」と「#（撮影場所）」の2つのハッシュタグを付けてInstagramへ投稿すると、抽選でサイクリンググッズが当たるキャンペーン

（参考）「京都西山ヒルクライム参拝！ powered by Sigr」とは、京都西山エリア（京都市西京区、向日市、長岡京市、大山崎町）を舞台に、京都西山・大原野保勝会及び株式会社LYNXが周辺自治体等と連携した3つのサイクリングイベントの総称

No.36 自転車ラックの設置等によるサイクリング環境の整備

「京都市サイクルサポートステーション」の設置

（事業概要）

市民や観光客等のサイクリストが、より一層、安心・安全・快適に自転車観光やサイクリングを楽しめる環境を整え、地域の活性化につなげることを目的に、京奈和自転車道（桂川サイクリングルート）の沿道に、「京都市サイクルサポートステーション」を設置することとし、当該ステーションを設置することに賛同いただける施設等を募集

（認定要件）

- ・ 自転車ラックを設置する駐輪スペースを確保すること
- ・ サイクリストに無償でトイレを使用させること
- ・ サイクリストの要望に応じて、無償で空気入れ及び修理工具を貸し出すこと など

（認定事業者）

- ・ ファミリーマート松尾大社前店（西京区）
- ・ デイリーヤマザキ千本赤池店（伏見区）
- ・ コンズサイクル桂川街道店（西京区、自転車販売店）
- ・ モーニンググローリー（伏見区、カフェ）

（ロゴマーク）

認定事業者に交付する認定ステッカーやのぼり、その他広報活動で用いるロゴマークデザインの作成について、京都市立美術工芸高等学校の学生に協力いただき、作成





4 今後の審議会の体制について

4-1 令和6年度 審議会の対応方針（案）

- ライフステージに応じた安全教育の更なる充実を図る必要がある。
- 「自転車がルールやマナーを守って安心・安全で快適に利用されていると感じる市民の割合」の肯定的な意見が減少傾向
- 警察や教育機関、企業等と連携して、制度の周知・啓発を図る必要がある。

良好な自転車交通秩序の実現を目指して



○ 審議会の下に部会設置を検討



- 審議会の下に安全教育検討部会（仮称）を設置し、国の有識者検討会報告及び「京都市自転車安全教育プログラム」策定後6年を経過した現状を踏まえ、今後あるべき自転車安全教育・学習の形や効果的な周知・啓発方法の検討を行う。

○ 「京都市自転車安全教育プログラム」の改訂を検討

- 平成30年3月に策定した「京都市自転車安全教育プログラム」について、ライフステージに合わせた自転車安全教育をより一層充実して実施するための改訂を検討する。

4-2 今後の審議会の体制について

現
審議会
体制
令和8年
1月まで

- 現計画の計画期間が令和7年12月末までとなっているため、次期京都市自転車総合計画については、審議会の下に次期京都市自転車総合計画策定部会（仮称）の設置について検討し、「転換期」に対応した計画策定作業を効率的・効果的に進める。

- 自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化や電動キックボード等の新たな電動モビリティの登場、良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会の内容（交通安全教育、違反処理（青切符）、交通規制）が検討されているなどの道路交通法改正への対応
- 着実に成果が出ている事業については、現状にあった内容への見直しや、新たな課題等への対応が求められる。
 - ・ 自転車安全教育・学習の更なる充実及び自転車利用のルール・マナーに関する更なる周知・啓発
 - ・ 自転車走行環境整備の今後の在り方及び維持管理
 - ・ 放置自転車対策や駐輪場整備の今後の在り方
 - ・ レンタサイクル及びシェアサイクル、災害時における活用などの自転車活用の更なる推進 など

その他にも・・・

- 国の「第2次自転車活用推進計画」の期間が令和7年度までとなっており、新たな計画の内容の反映
- 京都府の「第2次京都府自転車活用推進計画」令和5年12月に策定されたため、内容の反映



次期
審議会
体制
令和8年
1月以降

- 次期審議会の体制については、決定機関である審議会をコンパクトにし、必要に応じて専門部会を設置することで、分野別に検討を深められる体制を検討する。